

消防法改正による「自動火災報知設備」設置義務について

三宅村消防本部

◎全国的に多数の死者がでる火災が発生したことを踏まえ、平成27年4月1日から自動火災報知設備に関する消防法が改正されました。

<改正内容>

小規模ホテル・旅館、病院・診療所、社会福祉施設等（消防法施行令別表第一（5）項イ、（6）項イ、及びハに該当する施設）で利用者を入居させ、又は宿泊させるものに対して延べ面積300㎡以上のものに設置が義務付けられていました自動火災報知設備が、延べ面積に関わらず設置することが義務付けられました。

<経過措置>

既存施設については平成30年3月31日まで。

・詳しくは三宅村消防本部予防係までお問い合わせください。

<三宅村消防本部 予防係> ・TEL 6-0119

・FAX 6-0339